

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳再交付申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和 4 年 1 2 月 8 日付けの身体障害者手帳再交付申請却下決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った身体障害者手帳再交付申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

東京都社会福祉協議会に諮った行為は、医師法違反の疑いがあり、本件処分は無効であり、不法・不当である。

東京都社会福祉協議会のメンバーの地位職務及び医師免許の有無の開示も請求する。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 4 5 条 2 項により、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和 6 年 9 月 9 日	諮問
令和 6 年 1 1 月 1 8 日	審議（第 9 4 回第 3 部会）
令和 6 年 1 2 月 1 8 日	審議（第 9 5 回第 3 部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条1項は、身体に障害のある者は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める医師の診断書を添えて、その居住地の知事に手帳の交付を申請することができる」と規定する。

同条3項は、同条1項に規定する医師が、その身体に障害のある者に診断書を交付するときは、その者の障害が法別表に掲げる障害に該当するか否かについて意見書をつけなければならないと規定する。

同条4項は、知事は、同条1項の申請に基づいて審査し、その障害が法別表に掲げるものに該当すると認めたときは、申請者に手帳を交付しなければならないと規定する。

身体障害者福祉法施行令（以下「法施行令」という。）10条1項は、知事は、手帳の交付を受けた時に比較してその障害程度に重大な変化が生じ、又は手帳の交付を受けた時に有していた障害に加えてそれ以外の障害で法別表各項のいずれかに該当するものを有するに至った者から手帳の再交付の申請があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、手帳を交付しなければならないと規定する。

これを受けて身体障害者福祉法施行規則7条1項は、手帳の再交付の申請は、申請書に法15条1項に規定する医師の診断書、同条3項に規定する意見書等を添えて行くと定めた同規則2条を準用するとしている。

- (2) 東京都においては、手帳の交付申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、並びに該当する場合における障害の種類及び障害の程度の別についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則及び同規則5条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成12年3月31日付11福心福調第1468号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準8条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定し（以下、同解説を「等級表解説」という。）、法施行令10条1項の手帳の再交付の申請に対しても、これらに則って手帳に記載する障

害名及び障害等級の認定を行っている。

- (3) 「身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて」（平成21年12月24日付障発1224第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「取扱通知」という。）第一・2は、知事は、申請時に提出された診断書・意見書に疑義又は不明な点がある場合は、必要に応じて、診断書・意見書を作成した医師に対して申請者の障害の状況につき照会するものとする（同・(1)）とし、同・(1)によっても、なお申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否かについて疑いがあるとき又は等級表のいずれに該当するか不明なときは、法施行令5条の規定に準じて、地方社会福祉審議会に諮問するものとする（同・(3)）としている。

取扱通知は、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言（いわゆるガイドライン）であり、その内容は合理的なものと認められる。

- (4) 以上の各規定に鑑みれば、手帳の再交付の申請に対する知事の認定審査は、提出された診断書（法15条1項）及び意見書（同条3項）の記載内容全般に基づいて客観的に行われるべきものと解される。
- 2 そこで、本件診断書の記載内容を前提として、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下検討する。

- (1) 等級表が定めている肢体不自由に係る障害等級のうち、下肢の機能障害及び体幹に係る部分（1級から3級まで）は、以下のとおりである。

級別	肢 体 不 自 由	
	下肢	体幹
1 級	1 両下肢の機能を全廃したものの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの
2 級	1 両下肢の機能の著しい障害	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの
3 級	3 一下肢の機能を全廃したものの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの

等級表解説は、体幹の障害等級を認定するための基準について、別紙2のとおり規定する。また、下肢と体幹の重複障害の認定について

は、原則、上位等級に該当する下肢と体幹のどちらか一方の機能障害で認定するとしている。

(2) 請求人の障害等級について

ア 肢体不自由について

本件診断書によれば、請求人の障害名は、交通事故を原因とする「第1腰椎圧迫骨折・尾底骨骨折後遺症」であり（別紙1・Ⅰ・1及び2）、総合所見において、「遺残腰痛のため、100mの連続歩行は困難である。下肢の障害は無い。下肢3級相当 公共交通は指定席がないと立ったままでの乗車は不可能 L1圧迫骨折と脊椎運動時の疼痛のため胸腰椎に著しい運動制限あり。和式トイレでのしゃがみ姿勢が困難。10分間以上の起立位保持が困難であり、体幹2級相当 相互の包括合算は不可能。」と診断されている（別紙1・Ⅰ・5）。また、神経学的所見その他の機能障害（形態異常）の所見においては、起因部位は脊髄とされ、感覚障害（感覚鈍麻。ただし、参考図示の表示なし。）及び排尿・排便機能障害はありとされているが、運動障害はなしとされている（別紙1・Ⅱ・1及び2）。さらに、関節可動域（ROM）については、頸及び体幹の関節可動域に制限が認められるものの、下肢関節についての記載はなく、筋力テスト（MMT）についてはいずれも記載はない（別紙1・Ⅲ）。

そうすると、請求人の肢体不自由については、起因部位は脊髄であり、下肢の障害はないこと、関節可動域制限は頸及び体幹であることから、体幹の機能障害として認定するのが相当である。

イ 体幹機能障害の程度について

本件診断書の動作・活動の評価欄では、「座る（背もたれ、支え）」の「正座、あぐら、横座り」は「×」（全介助又は不能）とされているが、「座る（背もたれ、支え）」の「足を投げ出して」、「座位又は臥位より立ち上がる（手すり）」、「家の中の移動（壁）」、「二階まで階段を上って下りる（手すり）」、「屋外を移動する（つえ）」、「公共の乗物を利用する」及び「ズボンをはいて脱ぐ」はいずれも「△」（半介助）とされ、その他「寝返りをする」、「いすに腰掛ける」等はいずれも「○」（自立）とされている（別紙1・Ⅱ・3）。

また、歩行能力及び起立位の状況については、歩行能力（補装具

なしで)は100m以上歩行不能とされ、起立位保持(補装具なしで)は10分以上困難とされている(別紙1・Ⅱ・4)。

さらに、関節可動域(ROM)については、頸は前屈・後屈90度、左屈・右屈90度、体幹は前屈・後屈40度、左屈・右屈40度とされている(別紙1・Ⅲ)。

そうすると、請求人は、体幹機能障害により、座位又は臥位より立ち上がる際は手すりを必要とするものの、寝返りやいすに腰掛ける動作は自立していること、筋力に特段の問題が見られず、2階まで階段を上って下りる、屋外を移動する、及び公共の乗物を利用するは、いずれも手すりやつえを使用しながらではあるが半介助とされていることから、座位又は起立位を保つこと及び起立することに関連する動作・活動は一定程度保たれているものと認められる。他方、歩行能力については、100m以上の歩行は不能であると認められる。

したがって、請求人の体幹機能障害は、座位若しくは起立位を保つことが困難なもの又は立ち上がることが困難なもの(2級)とまでは認められず、歩行の困難なものとして、3級と認定するのが相当である。

- (3) 以上のことから、本件診断書の記載内容に基づき、等級表及び等級表解説に照らして判定すると、本件障害の程度は、従前の障害と同じ体幹機能障害3級であるから、障害程度変更は認められないとして本件申請を却下した本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり、本件処分は不法・不当であると主張する。

本件障害について処分庁が諮問した東京都社会福祉審議会(この点、本件処分通知書に添付された別紙の却下理由中「東京都社会福祉協議会」とあるのは誤記である。)は、社会福祉法7条1項に規定する地方社会福祉審議会であり、同項及び東京都社会福祉審議会条例に基づいて設置された知事の附属機関(地方自治法138条の4第3項)であるところ、処分庁は、本件診断書の法15条3項の意見の記載について疑義が生じたことから、慎重な判断を行うため、取扱通知に示されたとおり、法施行令5条の規定に準じて上記審議会に諮問した上で本件処分を行ったものであって、当該諮問手続に違法又は不当な点は認められない。

なお、本件診断書の記載内容に基づき、等級表及び等級表解説に照ら

して判定した結果、請求人の障害は障害程度変更に該当しないとした本件処分に違法又は不当な点がないことは上記２のとおりである。

４ 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

山田攝子、青木淳一、澄川洋子

別紙１及び別紙２（略）